

宮崎労働局発表
平成 29 年 12 月 13 日

【照会先】

職業安定部職業対策課

課長 前田 春一郎

課長補佐 田之上 睦子

障害者雇用担当官 紫藤 靖弘

電話 (0985)38-8824

精神科医療機関とハローワークの連携による就労支援モデル事業を実施

宮崎労働局（局長 吉田 研一）では宮崎公共職業安定所と精神科医療機関との間で協定を締結し、精神障害者の就労支援を実施します。

1 事業の趣旨・目的

平成 30 年度から「障害者の雇用の促進等に関する法律の一部を改正する法律」の施行により、精神障害者が法定雇用率の算定基礎の対象となることを踏まえ、近年増加している精神障害者への就労支援を強化することが求められています。関係機関の中でも精神科医療機関との連携体制の構築は特に重要なものとなっています。

このため、宮崎労働局では宮崎公共職業安定所と以下の精神科医療機関との間で協定を締結し、精神障害者に対する就労支援を実施します。

実施精神科医療機関 医療法人 清芳会 井上病院（宮崎市大字芳士 80）

協定締結日 平成 29 年 11 月 16 日

2 事業の内容

精神科医療機関の就労支援プログラム等を利用して就職を希望する障害者に対し、医療機関とハローワークの担当者を中心とした就労支援チームにより就職準備から就職後の職場定着までの一貫した支援を実施します。【別添資料参照】

- (1) 職業相談・紹介、キャリアコンサルティング、就職ガイダンス（履歴書の書き方等）、職業訓練のあっせん等
- (2) 職場実習等の機会の提供
- (3) 医療機関とハローワーク担当者によるケース会議の実施
- (4) 就職後の職場定着支援の実施

なお、本事業については今後地域の他の医療機関に対してもハローワークでの取り組み状況について普及・啓発を図り、連携体制を推進していきます。

精神科医療機関とハローワークの連携モデル事業の実施について

1 目的

精神障害者の更なる雇用の推進のため、ハローワークにおいて、一定の要件を満たす医療機関と連携したモデル事業を実施し、当該医療機関との信頼関係を構築するとともに、地域の他の医療機関に対してもハローワークでの取組状況について普及・啓発を図り、医療機関との連携を推進することとする。

2 事業実施体制

連携対象医療機関

- ① 支援対象者の就職可能性が確認できる。
- ② 事業実施体制の整備がされている。
- ③ 事業の周知・参加希望者の取りまとめを行う。

医療機関就労支援プログラム担当者

協定締結

- ① 事業実施計画
- ② 個人情報の相互利用・守秘義務

連携・調整

支援対象者

- ① 求職登録者・離職中である者（在職者は除く）
- ② 障害を事業主に開示して就職支援を受けることに同意した者
- ③ 両機関で個人情報を共有することに同意している者

事業実施ハローワーク

事業責任者（HW統括職業指導官等）
就職支援コーディネーター（医療機関連携担当）

事業周知・参加希望者の把握

「就労支援チーム」による就職支援

3 事業内容等

○主治医等として医療機関の関与は継続。就労支援の観点から支援対象者を医療機関からハローワークに引き継ぐ。

○支援方法については、「**チーム支援事業**」を活用し、支援期間は原則6ヶ月以内とする。

○想定される支援内容は次のとおり。

- ① 連携対象医療機関を利用している精神障害者に対して就職に関する知識や技術を付与するためのジョブガイダンスの実施
- ② 職業相談・紹介、キャリアコンサルティング、職業訓練あっせん等の就労支援サービス
- ③ 職場実習等の機会の積極的な提供
- ④ 3ヶ月目と支援期間終了時に医療機関側の担当者を含めたケース会議の開催
- ⑤ 職場定着支援等のフォローアップ支援の実施